

墨田区のお知らせ

2017年
(平成29年) 1/21

すみだ

- ◆2面以降の主な内容
- 2面…確定申告について
 - 3面…よくお問い合わせいただく質問について
 - 4面…平成29年度から適用される主な改正点

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

申告はお早めに 特別区民税・都民税の 申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月15日(水)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(金)です。

3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告しましょう。また、申告書は郵送やインターネットでも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください。



昨年秋に行った「税理士による税の無料相談」の様子



特別区民税・都民税の申告

【申告期間・場所】表1のとおり
【申告が必要な方】次のいずれかに該当する方▶平成29年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から源泉徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方
*所得税の確定申告をする方は、特

別区民税・都民税の申告は不要

▶墨田区に住居登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

【申告に必要なもの】▶申告書など
▶印鑑 ▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書 ▶控除を受けるための書類(医療費の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等)
▶本人確認書類(個人番号カード等) *所得税の確定申告も同様

■申告期間・場所(表1)

税の種類	申告期間	申告場所
特別区民税・都民税	2月6日(月)～3月15日(水)の午前8時半～午後5時	区役所会議室21(2階)
	3月9日(木)～15日(水)の午前8時半～午後5時 *正午～午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-36-11パシオス2階) ▶東向島出張所(東向島2-38-7)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

②給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。

③特別区民税・都民税申告書は、対象と思われる方に2月3日(金)に発送します。

④本所・向島税務署では申告を受け付けておりません。

個人事業税の申告

【申告期間・場所】表2のとおり
【申告が必要な方】個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得

金額が、事業主控除額290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方

*事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告は不要

■申告期間・場所(表2)

税の種類	申告期間	申告場所
個人事業税	3月15日(水)までの午前8時半～午後5時	▶台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田都税事務所(両国4-29-4)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

【申告期間・場所】表3のとおり(申告書の作成・相談は表4のとおり)

【申告が必要な方】2面を参照

■申告期間・場所(表3)

税の種類	申告期間	申告場所
所得税	2月16日(木)～3月15日(水)の午前8時半～午後5時	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14) *本所・向島税務署の時間外収受箱への投函や「郵便物」(第一種郵便物)または「信書便物」での提出も受付
贈与税	2月1日(水)～3月15日(水)の午前8時半～午後5時	
個人事業者の消費税	3月31日(金)までの午前8時半～午後5時	

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

■申告書作成・相談会場の開設日程(表4)

開設期間	申告書作成・相談会場
2月16日(木)～3月15日(水) 相談時間は午前9時15分～午後5時 *受付は午前8時半～ *提出は午前8時半～午後5時 *土・日曜日、祝日を除く	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14)
2月19日(日)・26日(日)の2日間 相談時間は午前9時15分～午後5時 *受付は午前8時半～午後4時 *提出は午前8時半～午後5時	東京国税局(中央区築地5-3-1) *本所・向島税務署では執務を行っておりません

①上記期間以外は、申告書作成・相談会場を開設していません。確定申告の相談は上記期間内をお願いします。

②会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

税理士による無料申告相談 申告書を作成して提出できます

■小規模事業者などのための所得税・消費税の無料申告相談の開催日程等

期間	会場
2月6日(月)・7日(火) 午前10時～正午、午後1時～4時	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)
2月6日(月)・7日(火) 午前10時～午後4時	すみだ中小企業センター(文花1-19-1)
2月8日(水)～15日(水) 午前10時～午後4時 *土・日曜日、祝日を除く	すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)

①期間中、直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

②昼休みは税理士が交代で対応しており、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

③申告書の提出のみの方は、税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

④譲渡所得(土地・建物・株式など)、贈与税の相談や内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

昨年とは会場が一部異なりますのでご注意ください。

☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール 🌐=ホームページアドレス

所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

所得税

確定申告をしなければならない方



- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超え、申告納税額のある方
- ▶ 給与を2か所以上から支給されている方 など

確定申告をすると所得税が還付される方
(源泉徴収税額のある方)



- ▶ 給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年の途中で退職した後、再就職しなかった方(年末調整をしていない場合) など

贈与税

確定申告をしなければならない方



- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、財産価格の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても申告書の提出は必要) など

個人事業者の消費税

確定申告をしなければならない方



- ▶ 平成26年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
- ▶ 26年分の課税売上高が1000万円以下で、27年12月末日までに「消費税課税事業者選択届出書」の提出を済ませている事業者
- ▶ 特定期間(27年1月1日～6月30日)における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可)が1000万円を超える事業者 など

国税の申告から納税までの流れ

申告書の作成



申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用になると大変便利です。



画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告書等が作成できます。

作成が終わったら



■インターネットで送信 インターネット [e-Tax]

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略できます。

■印刷して提出

作成した申告書を税務署へ提出します。郵送で提出することもできます。なお、添付書類の提出は省略できません。



申告が終わったら

■還付

ご指定の金融機関への振り込み、または郵便局窓口での受け取りとなります。なお、e-Taxで申告された還付申告は、3週間～4週間で還付できるよう、早期処理を行っています。

■納税

- ▶ 振替納税
申告所得税と個人事業者の消費税について利用できます。指定口座から自動で引き落とされます。
- ▶ 電子納税(e-Tax)
全税目についてダイレクト納付または、インターネットバンキングによる納付ができます。
- ▶ 現金納付
現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。

●申告書の提出後に税務署から納付書や納税通知書等をお送りすることはありません。

確定申告についての調べ方

■国税庁ホームページを利用する



▶ タックスアンサー

よくあるご質問に対する回答を掲載しています。パソコン・携帯電話などから24時間ご利用になれます。



■電話相談センターを利用する

最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「0」番を選択します。

▶ 電話相談センター

一般的な税に関する相談に、税理士または税務相談官がお答えします。



税務署からのお知らせ

■申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

平成28年分から申告書にマイナンバーの記載が必要になりました。申告書を直接または郵送で提出する場合は、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認および身元確認書類】
 - ②通知カード等【番号確認書類】+運転免許証等【身元確認書類】
- 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください(①の写しを添付する際は、表面および裏面の写しが必要です)。
ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁 マイナンバー 検索



よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得のある方の税金

Q1 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1 収入が100万円以下の場合、所得税、特別区民税・都民税(以下「住民税」)ともかかりません。収入が100万円超～103万円以下の場合、所得税はかかりませんが、住民税はかかります(表5参照)。

夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者特別控除を受けられます。

配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額(所得税は38万円、住民税は33万円)が控除されます。

配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超～141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定金額が控除されます(表5参照)。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係は、表6をご覧ください。

Q2 医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2 医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、通院にかかる交通費も対象となります。ただし、美容目的の歯科矯正費や、健康診断(例外あり)・予防接種の費用、自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車料金などは対象となりません。

なお、生命保険契約や健康保険から支給される入院費給付金、出産育児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から差し引くこととなります。

Q3 ふるさと納税の控除を受けるにはどうすればいいですか。

A3 ふるさと納税を行い、所得税・住民税から寄附金税額控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。確定申告をする場合は、別途住民税の申告は不要ですが、確定申告書第二表の住民税に関する事項欄へ忘れずに記載してください。

また、申告の際は、寄附に対する都道府県知事または市区町村長等が発行した領収書(原本)を添付する必要があります。

■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表5)

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額 (単位:万円)			
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税		
100万円まで	課税されない		対象になる		0			
100万円超 103万円未満	課税される		対象にならない					
103万円								
103万円超 105万円未満							33	38
105万円以上 110万円未満							33	36
110万円以上 115万円未満							31	31
115万円以上 120万円未満							26	26
120万円以上 125万円未満							21	21
125万円以上 130万円未満							16	16
130万円以上 135万円未満							11	11
135万円以上 140万円未満							6	6
140万円以上 141万円未満	3	3						
141万円以上	0	0						

■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表6)

	公的年金等収入金額	本人の税金		扶養控除	
		住民税	所得税	住民税	所得税
65歳未満(昭和27年1月2日以後に生まれた方)	105万円以下	課税されない		対象になる	
	105万円超 108万円以下				
	108万円超	課税される		対象にならない	
65歳以上(昭和27年1月1日以前に生まれた方)	155万円以下	課税されない		対象になる	
	155万円超 158万円以下				
	158万円超	課税される		対象にならない	

①公的年金等収入は雑所得に区分されます。

自動車税と軽自動車税

Q4 自動車税と軽自動車税は、どのような場合にかかってくるのですか。

A4 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。

また、軽自動車税には月割の制度がないため、平成29年4月1日までに廃車の手続をしないと、29年度分の税金が1年分課税されます。

Q5 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A5 ▶新規登録＝販売証明書、印鑑 ▶譲渡＝廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入＝廃車確認書、印鑑(転入前の自治体で廃車手続をしていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑) *登録者が法人の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要 ▶廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 *手続場所については、表7を参照

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所(表7)

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー 小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所 (足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車 二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所 (足立区南花畑5-12-1) テレホンサービス ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車 (大型特殊自動車を除く)	

①自動車税(軽自動車税を除く)の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066にお問い合わせください。 *受付は月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

個人住民税の特別徴収の推進について

東京都および都内全62区市町村は、安定した財源の確保と納税者の利便性向上を図るため、特別徴収の推進に取り組んでいます。平成29年度から、原則としてすべての事業主の方

に特別徴収義務者の指定を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収 検索

☎ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

個人住民税PRキャラクター
せいぎりん



ご不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

平成29年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税の主な改正点

給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成26年度の税制改正で給与所得控除が見直され、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなりました。29年度は、給与所得控除の上限が適用される給与収入額が1200万円(控除額230万円)となります。

	現行(平成26年度～28年度)	29年度	30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1500万円	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化

平成27年度の税制改正により、所得税の確定申告や住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける場合、「親族関係書類および送金関係書類」を添付または提示しなければならないこととなりました。

●給与等の年末調整をしている場合や、公的年金受給者が扶養控除等申告書に当該書類を添付または提示している場合を除きます。

●当該書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文の添付が必要です。

■親族関係書類とは

次の(1)または(2)のいずれかの書類で、国外居住親族が申告者の親族であることを証するもの

(1) 戸籍の附票の写し、または国・地方公共団体が発行した書類および国外居住親族の旅券(パスポート)の写し

(2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類

●国外居住親族の氏名、生年月日および住所(または居所)の記載があるものに限り、かつ、

■送金関係書類とは

次の(1)または(2)のいずれかの書類で、申告者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払を、必要の都度各人に行っ

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区长賞】 古地夏弓(言問小)	【墨田区长賞】 木村咲来(隅田小)
【本所税務署長賞】 小池加純(横川小)	【向島税務署長賞】 芳澤翼大(第二寺島小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 外山 羽亜人(小梅小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 橋本華乃(八広小)
【墨田区教育委員会賞】 中村優希(横川小)	【墨田区教育委員会賞】 武田 唯一翔(第二寺島小)
【石川画伯特別賞】 鈴木詩音(二葉小)	【石川画伯特別賞】 三浦佑菜(八広小)
【本所法人会長賞】 村瀬大河(外手小)	【向島法人会長賞】 松川 ひなの(隅田小)
【本所法人会女性部会長賞】 石崎 華(柳島小)	【向島法人会女性部会長賞】 黒田陽介(第一寺島小)
【入選】 清水 花(小梅小)、森永 京(錦糸小)、長谷川 匠(業平小)、小山公花(外手小)、岩下祐子(菊川小)、鈴木心優(二葉小)、岡 あかり(中和小)、吉田響(向国小)、森園彩加(緑小)、西尾 空(言問小)	【入選】 井上栄々、斎藤杏咲、鞍崎愛里(隅田小)、榑角莉瀬、古莊 直(第一寺島小)、福永剛輝、笹本楓(第二寺島小)、森岡 葵、小池玉恵(第三寺島小)、細井 むるな(八広小)

平成30年度からスイッチ OTC 薬控除(医療費控除の特例)が導入されます

健康の維持増進および疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～33年12月31日に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)の購入の対価を

たことを明らかにするもの

(1) 金融機関の書類またはその写しで、金融機関が行う為替取引により、申告者からその国外扶養親族に支払をしたことを明らかにする書類(送金依頼書など)

(2) クレジットカード発行会社の書類またはその写しで、クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと、およびその商品購入代金に相当する額を申告者から受領したことを明らかにする書類(クレジットカード利用明細書など)

●従前の送金状況申立書(現金を直接手渡した旨の申立書)は、改正後の送金関係書類に該当しません。

軽自動車税の税率の特例の延長

■平成28年4月1日以後に新規検査を受けた車両で一定の環境性能を備えた軽自動車(29年度の軽自動車税に適用)

区分	税率(年額)		
	①	②	③
三輪	1000円	2000円	3000円
四輪以上	乗用	自家用	2700円
	乗用	営業用	1800円
	貨物用	自家用	1300円
	貨物用	営業用	1000円
			5400円
			3500円
			2500円
			1900円
			8100円
			5200円
			3800円
			2900円

①電気軽自動車および21年天然ガス車基準に適合し、かつ、当該基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない天然ガス軽自動車

②ガソリン車のうち17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、乗用については32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用については27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの

③ガソリン車のうち17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、乗用については32年度燃費基準値を達成したもの、貨物用については27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 海老原 桃香(日大一中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 児島瑳優(文花中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 目次由晏(錦糸中)、小川 明日香(豊川中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 太田紗菜(文花中)
【本所税務署長賞】 冨田葉月(両国中)、中古真大(都立両国高附属中)	【向島税務署長賞】 仲野夏音(文花中)、徳丸竜大(吾孺立花中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 横瀬 萌々香(日大一中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 早川暖音(桜堤中)
【墨田区长賞】 城谷光亮(錦糸中)	【墨田区长賞】 上垣内 彩梅(吾孺第二中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 倉野加萌(都立両国高附属中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 南 瑠花(吾孺立花中)、安達朱音(吾孺第二中)
【東京税理士会本所支部長賞】 松川小夏(本所中)	【東京税理士会向島支部長賞】 白石花凛(寺島中)
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 橋本佳苗、菅野愛理、神田泰希、金倉史門(墨田中)、本田智寛、玉山明樹(本所中)、神保一平、羽田優花、光田彩桜、山田奏音、桑原歩生、佐藤瑚々、村尾純汰、横倉 源(錦糸中)、黒木康介、西本朱里、野中洸志(両国中)、吉岡愛美(都立両国高附属中)、緒方小夏、木村瑠亜、廣藤詩織(安田学園中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 田村純伶(文花中)、行木美文(吾孺立花中)、小杉 秀次朗(吾孺第二中)、宮林 良、日當琴美(桜堤中)、生田目 紗梨、忍滑谷 竜太郎(寺島中)

税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など)
区民部税務課(区役所2階)

- ▶口座振替(自動払込)・モバイルレジ ㊟5608-6133 (税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ㊟5608-6008 (税務係)
- ▶軽自動車税 ㊟5608-6134 (税務係)
- ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ㊟5608-6135 (課税係)
- ▶納税相談 ㊟5608-6142 (納税係)

*月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

■国税(所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ㊟3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ㊟3614-5231

*国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用した電子申告も可

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(両国4-29-4) ㊟5669-0138

*個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方自治体特別税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ㊟3841-1271に問合せ